平成２５年（フ）第７０号
静岡県富士宮市小泉1397番地の１　サンコート小泉101
債務者　坂井　芳昭
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６４７号
愛知県小牧市市之久田１丁目171番地
債務者　尾谷　二男
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
三重県津市河芸町上野596番地62
債務者　今尾　耕平
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８５号
三重県津市半田3425番地146、前住所三重県津市半田155番地５
債務者　山口　照子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６号
三重県松阪市大黒田町1600番地５　ファミールモナミB101
債務者　西川　慎二
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５号
三重県尾鷲市賀田町876番地
債務者　大川　一輝
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第３５２号
京都市左京区静市市原町404番地１
債務者　尾崎　　将
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
京都市中京区壬生東高田町41番地　ノグチ41マンション302号
債務者　山本　里見
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
京都市山科区音羽山等地40番地１、前住所京都市山科区大宅五反畑町46番地３
債務者　朝岡　初子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地４棟304号
債務者　前田　　豊
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
京都市山科区音羽山等地10番地１　音羽マンション11号
債務者　深田　藹子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1404番地６
債務者　山口　明久
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７０号
兵庫県姫路市豊沢町214番地明和荘３号室
債務者　小川　正夫
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市西庄甲519番地１ソファレ黒田Ｂ－202
債務者　マルケンベビーセンターこと　園田　周一
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県西脇市野村町1816番地の37
債務者　吉永　正純（旧姓岸本）
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日４丁目19番地２
債務者　下谷あき子
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２７１号
広島市安佐南区長楽寺３丁目３番62号
債務者　片山　　剛
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部